

開示項目一覧

労働金庫法第94条第1項において準用する 銀行法第21条の規定に基づく開示項目

■労働金庫法施行規則第114条による開示項目(単体)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1)事業の組織	42
(2)理事及び監事の氏名及び役職名	42
(3)会計監査人の名称	42
(4)事務所の名称及び所在地	44~45
(5)当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に関する事項	44
2. 金庫の主要な事業の内容	34~39
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1)事業の概況	6~7
(2)主要な事業の状況を示す指標	54
(3)事業の状況を示す指標	
①主要な業務の状況を示す指標	54
②預金に関する指標	55
③貸出金等に関する指標	56
④有価証券に関する指標	57
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1)リスク管理の体制	24~26
(2)法令等遵守の体制	27~29
(3)苦情等への対応	28
5. 財産の状況に関する事項 (金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項)	
(1)貸借対照表	46, 48~51
(2)損益計算書	47
(3)剰余金処分計算書	47
(4)自己資本の充実の状況	23, 66~71
(5)有価証券	57
(6)金銭の信託	58
(7)労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引 金融先物取引・デリバティブ取引等	58
(8)貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	70
(9)貸出金償却の額	70
(10)会計監査人の監査	47

■労働金庫法施行規則第115条による開示項目(連結)

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1)金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	60
(2)金庫の子会社等に関する事項	60
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1)事業の概況	60
(2)主要な事業の状況を示す指標	60
3. 金庫及びその子会社等の財産の状況に関する事項 (金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項)	
(1)連結貸借対照表	61~65
(2)連結損益計算書	61
(3)連結剰余金計算書	61
(4)労働金庫法に基づく開示債権	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	65
②危険債権	65
③要管理債権	65
ア. 三月以上延滞債権	65
イ. 貸出条件緩和債権	65
④正常債権	65
(5)自己資本の充実の状況	66~67, 72~75
(6)連結決算セグメント情報	65

労働金庫法及び金融機能の再生のための 緊急措置に関する法律による開示項目

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	53
2. 危険債権	53
3. 要管理債権	53
(1)三月以上延滞債権	53
(2)貸出条件緩和債権	53
4. 正常債権	53

労働金庫の自主開示項目

1. 概況等	
(1)事業方針	2, 8~12
(2)役員の有属団体等	42
(3)代表理事・常勤役員・参事の兼職の状況	42
(4)役員報酬の状況	42
(5)職員の状況	42
(6)自動機設置状況	44~45
(7)大口出資会員	59
(8)会員数内訳	59
(9)出資配当等	59
2. 経理・事業内容	
(1)純資産の内訳	54
(2)業務純益	54
(3)利益率	54
(4)常勤従業員1人当たり預金残高	59
(5)1店舗当たり預金残高	59
(6)常勤従業員1人当たり貸出金残高	59
(7)1店舗当たり貸出金残高	59
3. 資金調達	
(1)預金科目別残高	55
(2)預金者別内訳	55
(3)財形貯蓄残高	55
4. その他の業務	
(1)公共債窓販実績	58
(2)投資信託窓販実績	58
(3)内国為替取扱実績	58
(4)手数料	40~41
5. その他	
(1)沿革・歩み	43
(2)商品・サービスのご案内	34~39
(3)社会的責任と貢献活動	13~22
(4)トピックス	4~5
(5)当金庫の考え方	2
(6)全国労金の概要	3

本誌は「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条(業務および財産の状況に関する説明書類の縦覧等)」ならびに「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条」の規定に基づいて作成した資料です。
本誌に記載した金額・比率の表示に関して、特にことわりのない限り、下記の通りとしています。

●金額・比率の表示方法のご案内

1. 金額単位

- (1)各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています(ただし、「労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条」の規定に基づいて作成した資料については、金額単位未満を四捨五入しています)。
- (2)小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- (3)期中増減額(比率)、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しています。

2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています。